

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(案)」に対する府民意見等とそれに対する大阪府の考え方について

- 募集期間：令和6年2月1日(木曜日)から令和6年3月1日(金曜日)まで
- 募集方法：インターネット(電子申請)、郵便、ファクシミリ
- 意見総数：17名(団体)から**62**件(うち意見の公表を望まないもの0件)のご意見をいただきました。いただいたご意見に対する大阪府の考えは以下のとおりです。
- ご意見等と大阪府の考え方:下記のとおり
 - ・一人(一団体)の方から内容の異なるご意見等が複数提出されている場合、その数だけご意見等を提出されたものとして分類しています。
 - ・類似のご意見等については適宜整理の上、まとめて掲載しているものがあります。
 - ・ご意見等は、基本的に原文のまま掲載していますが、趣旨を損なわない範囲で一部加筆修正等を行っています。
 - ・以上より、提出意見の種類を57件と分類し、回答しています。

番号	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
計画全体について		
1	<p>全体 支援対象者(同伴者を含む)の個人情報の適正な取扱いに留意しつつ、個人情報の関係機関での共有を必ず行うこと、そのための規則を整備すること(あるいはすでにある規則を適用等すること)を記載されてはいかがでしょうか? 本支援は絶え間ない支援、取りこぼさない支援を掲げられていますが、そのためには個人情報を適切に扱い、しっかりと関係機関で共有して支援を進めることが必要と考えます。また、特に一時保護などでは安全のために至急の対応が必要となる場合があること、支援対象者が正常な判断をできない場合が想定されること、などから、必ずしも支援対象者の同意を得られないことも考えられます。そのため、支援対象者の同意がなくとも、すぐに情報が共有できることが望まれます。また、支援内容に漏れが出ないように確認するため、支援対象者の個人情報を支援調整会議で共有してはいかがでしょうか?</p>	<p>国の基本方針において、「支援調整会議は、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うものである」と記載されています。また、支援調整会議で取り扱う個人情報については、国の基本方針において「個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定に基づいて取り扱われる必要があります」と記載されており、法律に基づき、適切に対応してまいります。</p>
2	<p>同法第17条(調査研究の推進)についての記載が見当たりません。 これまで社会福祉審議会に専門分科会等を設置されてこられたように、今後も引き続き実施されると思いますが、そのことを明記してほしいです。</p>	<p>調査研究等の推進については、国基本方針に記載されている、国が行う定期的な実態調査や、国内外の支援施策の先進事例等についての調査研究に際し、適切に協力してまいります。 また、府においても、基本計画第3章に記載するとおり、計画の見直しに際し、各種調査等を行うとともに、調査結果を踏まえ、女性支援専門分科会のご意見をお伺いしながら、女性支援の課題や改善点を抽出し、基本計画の見直しを行うこととしています。</p>
3	<p>「計画の位置づけ」において、SDGsの理念を踏襲ということだけでなく、「誰一人取り残さない」という理念や目標のひとつである「ジェンダー平等の実現」を明記してほしいです。</p>	<p>ご意見として承ります。 府の基本計画は、女性支援法に基づき策定する計画であり、「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」も含め、女性支援法及び国の定める基本方針の基本理念を踏襲しております。</p>
4	<p>同法第16条(教育及び啓発)についての記載が見当たりません。 「大阪府の役割」、「市町村の役割」において、取り組みを記載してほしいです。心身の状態も含めて困難な状況にあるからこそ、そのことを認識できず、相談することも思いつかず、支援につながっていない孤立した女性はたくさんおられると思うので、「自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発」は支援窓口の周知とともに重要と考えます。</p>	<p>基本計画第2章3(3)関係機関との連携において、困難な問題を抱える女性が、適切に支援を受けることができるよう、教育・啓発に努める旨を追記いたしました。</p>
5	<p>第2章、2.大阪府における施策・支援の内容の箇所 35ページに以下の追加を。 (10) 啓発・理解促進 学校や教育庁等と連携し、性暴力や性的搾取、DV等の被害・加害を防止する教育・啓発を促進します。</p>	
6	<p>3 大阪府における計画の推進体制 (3) 関係機関と連携(34頁) 現在、売春防止法5条違反で若い女性の逮捕等の報道が続いています。売春に追い込まれる女性は不安定な生活状況や性暴力、虐待・家族との断絶を経験していることが多く、女性支援法の対象者といえます。国の基本方針・大阪府の基本計画案でも「性を搾取される女性」を対象にすると明記されました。この女性たちに女性の自立を支援する福祉の手をのばさなければなりません。大阪府警との連携協議には必ずこれをテーマにして、女性たちを救済する手立てをとってください。私たちは5条売春は新法の理念に反し、性を「売る」(選択ではなく強制)女性に対する憲法14条違反の立法だと考えています。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

番号	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
7	<p>困難を抱える女性への支援だけでなく、女性が困難に陥りやすい社会環境の改善が必要である。男女の賃金格差の解消（また男女とも、賃金の底上げ）、産休・育休の充実、保育環境の充実、家事・育児や介護におけるジェンダーギャップの解消が求められる。</p>	<p>大阪府では、全ての人が個人として尊重され、性別にとらわれることなく、自分らしくのびやかに生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざし、「おおさか男女共同参画プラン(2021-2025)」に基づき、施策を推進しているところ。</p>
女性支援に関する予算について		
8	<p>NGOとの協働が新法の要となっているが、困難な女性支援法に則したカタチで活動するNGOが大阪にどれだけあるか疑問がある。大阪府にはぜひこうした民間団体の掘り起こし、立ち上げ支援と、継続的に活動ができて専門人材の育成の観点から、継続的な財政支援をしてほしい。</p>	<p>基本計画第1章3(2)8にて、民間団体アンケートの結果を記載しており、府内には困難な問題を抱える女性を支援する様々な民間団体があると認識しております。財政支援については、ご意見として承ります。</p>
9	<p>民間団体（既存も新規）への支援（特に予算面での）の充実を図ることも目標に入れていただきたいです。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
10	<p>3. 大阪府における計画の推進体制 (2) 民間団体との連携 →資金面、特に人件費についての支援が必要不可欠であると考えます。安定的に、質の高い支援を継続するために、研修や情報共有の機会の提供、広報協力と共に財政支援を充実させていただきたいです。</p>	<p>民間団体の研修参加について、現在も府や市のDV相談窓口等と連携している団体は、府や市の推薦により府が行う研修に参加することが可能です。また、市町村に対し民間団体アンケートの結果を共有するなど、府内で活動する民間団体の情報共有に努めてまいります。財政支援については、ご意見として承ります。</p>
11	<p>第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項 2. 大阪府における施策・支援の内容 (2) 気軽に立ち寄ることができる居場所の提供 【具体的な取組】 民間団体が実施する既存の居場所提供事業について、推進・拡大を支援します。 →資金面、特に人件費についての支援が必要不可欠であると考えます。安定的に、質の高い支援を継続するために、研修や情報共有の機会の提供、広報協力と共に財政支援を充実させていただきたいです。</p>	
12	<p>(5) 被害回復支援 (30頁) 具体的な取組みとして、民間病院を拠点とした「性暴力救援センター大阪SACHICO」の実施が上がっていますが、民間病院に医師・看護師等の人件費を依存して今日まで継続されているが、限界にきている現状にあります。相談支援業務に対する補助金の増加を求めます。抜本的な打開策を検討されるとともに、当面必要な経済的支援が緊急に求められます。</p>	<p>「性暴力救護センター・大阪SACHICO」に関しては、基本計画第2章2(5)被害回復支援において記載しております。財政支援については、ご意見として承ります。</p>
13	<p>基本的な計画（案）では、「民間の病院を拠点とした「性暴力救援センター・大阪SACHICO」が実施している相談支援事業等に対して補助を行う」とされていますが、その点に関し、当法人としては、以下の3点を求めます。 ○性暴力救援センターの拠点を公立病院（大阪急性期・総合医療センターや大阪市立総合医療センター等）内に設け、大阪府として公的責任において性暴力被害者支援を行うことを明記すること ○被害者支援事業を行う当法人に対し、人件費を含めた財政的な助成を行うことを明記すること</p>	
14	<p>財政措置が必要－すべてに。大阪SACHICOが全国に先がけて行ってきたが、援助がうちきられると聞いてびっくり。今回補助を行うとしているが、関係者とよく話しあって必要な支援を行うこと。官民あわせての財政措置を。</p>	
15	<p><1章> 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針案 3 困難な問題を抱える女性をめぐる現状及び課題 (3) 課題 ② 民間団体との連携 (22頁) 新法を実際的に運用していくにあたり、あらゆる面で民間団体との連携が求められています。アンケートでも明らかのように世代の違いや抱える困難の内容を問わず民間団体では支援が行われています。府も民間団体との連携を重視し「民間団体を増やすことが重要である」との指摘をしているのですから、その民間団体が安定的に運営できるように新法に則り新たな財政支援への予算を計上してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
16	<p>第2章の役割分担の民間団体との支援の在り方に、民間団体への財政の支援を明記してください。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

番号	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
女性相談支援員の配置、役割等について		
17	<p>4. 基本目標について 22ページ(1)市町村における女性相談支援員の設置促進について</p> <p>24ページに現状14市、目標値33市とありますが、全ての市町村に窓口を設置し、女性相談員を配置できるよう、人材育成や処遇改善を行えるような予算措置を講じ、非常勤扱いではなく、常勤で複数人が常駐できるような配置をすよう明記してください。</p>	<p>女性相談支援員の配置促進については、基本計画第1章4(1)に記載し、数値目標を設定しております。また、人材育成については、基本計画第1章4(2)に記載し、数値目標を設定しております。</p> <p>市町村の女性相談支援員の配置(常勤・非常勤のどちらで配置するか、何名配置するか、どこに配置するか等)については、市町村等各自自治体の裁量によるものですが、府として市町村説明会等において、好事例を展開するなど、配置を促進していきます。</p>
18	<p>7.市町村女性相談窓口</p> <p>人材の確保を課題としている市町村が多い。(府調査のアンケート回答による)</p> <p>これらの課題を解決する為に府として女性相談員の育成と待遇改善の為に予算の確保(府の女性相談員を含め)市町村の女性相談員の身分保障、正規職員として採用できる予算措置を実現されたい。</p>	
19	<p>2.第1章の基本目標(1)女性相談支援員の配置に関して、複数少なくとも4人以上、雇用は正規職員とするを加えてください。</p>	
20	<p>府内すべての市町村に女性相談員を配置できるように、大幅に予算をつけてください。</p> <p>支援員が安心して相談でき、安定した生活をおくられるように、女性相談員が同行支援などできるためには、市町村の予算だけではきびしいので、府として、予算化し、実効あるものにしてください。</p>	
21	<p>4 基本目標(22頁) (1) 市町村における女性相談支援員の配置促進</p> <p>女性相談員は現在33市町村中、配置市14市という中で、「すべてに配置することを促進する」と指摘されたことを大きく評価します。絵に描いた餅にならないよう実行してください。</p> <p>女性相談員は、素案で指摘するように最も身近な相談を受け、支援の入口の役割から支援対象者に寄り添いその自立までを支える存在です。容易ではない相談、支援を行うことは社協コミュニティーソーシャルワーカー、生活困窮担当、女性相談支援員が一体となっかかわることが必要です。任期付き非常勤職員ではなく専門職として現にいくつかの先進市のように正規雇用することを求めます。</p>	<p>市町村の女性相談支援員の配置(常勤・非常勤のどちらで配置するか、何名配置するか、どこに配置するか等)については、市町村等各自自治体の裁量によるものですが、府として市町村説明会等において、好事例を展開するなど、配置を促進していきます。</p>
22	<p>第1章、4.基本目標(1)市町村における女性相談支援員の配置促進 9箇所</p> <p>23ページ～24ページに記載されている、</p> <p>女性相談員の配置にあたっては、…の後に、相談事業に専念できるよう兼務を避け、正職を充てるなど、処遇保障を促し、を加筆して下さい。</p>	
23	<p>婦人相談員の現状が、非常勤職員を雇用するなど、低賃金かつ不安定雇用なので、十分な知識と経験をそなえた福祉専門職を配置するため待遇改善を勧告すべき。</p>	
24	<p>女性相談員の配置される部署については、市町村内のあらゆる部署との連携が必要とされるため、そのコーディネート機能が充分発揮できるような、位置づけと配置場所にすることを明記してほしいです。(ex.これまでの人権部局の男女協働参画担当のようなどころではなく、健康福祉部局の保険・保健・生活保護・生活困窮、障害、高齢などの関連する部局、横の連携がスムーズに図られて良いと思います)。</p>	<p>女性相談支援員の役割については、第2章1(2)に記載しております。</p> <p>市町村の女性相談支援員の配置(常勤・非常勤のどちらで配置するか、何名配置するか、どこに配置するか等)については、市町村等各自自治体の裁量によるものですが、府として市町村説明会等において、好事例を展開するなど、配置を促進していきます。</p>
25	<p>「女性支援法」が女性の様々な困難に対する包括的な支援を掲げる法律であることに対応して、行政が担う相談窓口も多様な支援要請に応えられる体制が求められる。当組合女性組合員にも、複数窓口をたらい回しにされた経験を持つ組合員がいた。また窓口で相談するに際して、「自分の悩みをこの窓口で相談していいものか」と躊躇する場合もあった。「女性支援法」の掲げる複雑化・多様化する女性の支援要請に対応するために、相談窓口の拡充、スタッフの理解が求められる。窓口は、ワンストップ窓口であることが求められる。</p>	<p>基本計画第1章4(1)及び(5)において、市町村における女性相談機能の構築・充実及び市町村女性相談窓口を周知すること、第2章2(3)において、市町村の女性相談支援員においては、福祉サービス等に係るコーディネーターの役割となることを記載するなど、困難な問題を抱える女性の相談を受け止め、支援につなげる体制の整備に努めてまいります。</p>

番号	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
26	25ページ『※めざす女性支援事業の概要』の図について【意見】27～28ページ『(3)女性相談支援員の役割』に記載されている内容は具体的で分かりやすいのですが、図では、『相談・情報提供等を行う』とのみ記載され、「支援」や「コーディネート」という表現が欠けています。女性相談支援員の役割を矮小化して認識させてしまう可能性があるため、積極的な表現への変更を望みます。	「めざす女性支援の概要」の図については、図としての見やすさの観点から、「支援」「コーディネート」の記載は省略しておりますが、ご指摘のとおり、第2章1(2)において、女性相談支援員の役割を詳細に記載したほか、第2章2(3)においても、市町村の女性相談支援員等の役割について記載し、「支援」「コーディネート」を行うことをより分かりやすく記載しております。
第1章 基本理念・支援の対象者について		
27	支援策の実施についてはきめ細かに丁寧な内容が盛り込まれていて、大阪府民として心強く感じました。ありがとうございます。 ただ、次の点について、検討いただき、追加していただくよう、お願いします。 「支援の対象者と基本理念」において、困難女性支援法第3条（基本理念）を踏まえるということだけでなく、具体的に、第3号「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」を明記してほしいです。	府の基本計画は、女性支援法に基づき策定する計画であり、「人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること」も含め、女性支援法及び国の定める基本方針の基本理念を踏襲しております。
28	第1章、2.支援の対象者と基本理念の箇所 4ページ…困難な問題を抱える女性には、自身の国籍や出自、…とあるが、出自の後に、被差別部落女性、アイヌ女性、在日コリアン女性 等のマイノリティ女性を加筆して下さい。	女性支援法第2条では、困難な問題を抱える女性を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む)をいう」と定義されています。また、国の基本方針では、「法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障害の有無、国籍等を問わず」、必要に応じて法による支援の対象者となる旨、明記されています。 府の基本計画においては、困難な問題を抱える女性の定義について、その背景等にかかる具体的な例示を示すのではなく、女性支援法及び国の基本方針と同一の記載内容としております。
29	第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針 2. 支援の対象者と基本理念 P4 2行目～ 「法が定義する状況に当てはまる女性であれば年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、」 15行目～ 「困難な問題を抱える女性には、自身の国籍や出自、疾病や障がい、過去の経験に起因する、」 →「国籍」の後に「在留資格」を加えて下さい。	
30	4ページ『国の基本方針にも記載されているように、性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関が連携して、可能な支援を検討することが望まれます。』【意見】「国の基本方針」では、『性自認が女性であるトランスジェンダーの者については、トランスジェンダーであることに起因する人権侵害・差別により直面する困難に配慮し、その状況や相談内容を踏まえ、他の支援対象者にも配慮しつつ、関係機関等とも連携して、可能な支援を検討することが望ましい。』との表現になっています。この表現は、トランスジェンダーの女性とシスジェンダーの女性とを分けて位置づけ、トランスジェンダーの女性を後まわしにするような印象を与えます。個別の事情に応じて他の支援対象者に配慮しながら支援するのは、性別や性自認と関係ない他の事情でも同じなので、あえて書く必要はありません。大阪府の基本計画は、国の表現を踏襲する形となっていますが、国よりも高い人権意識を持って、「他の支援対象者にも配慮しつつ、」の部分削除してください。	府の基本計画において、施策の対象者及び基本理念については、女性支援法及び国の基本方針と同一の記載内容としております。
31	7ページ＜大阪府女性相談センターの相談内容別内訳の推移＞の表における『不純異性交遊』という表現について【意見】女性支援法の精神(人権尊重、男女平等)を鑑みれば、相談内容の捉え方(分類)を検討する上で、「不純異性交遊」という表現が適切とは思えません。見直してください。	厚生労働省の婦人保護事業実施状況調査において、令和4年度から「不純異性交遊」の区分が「年少者の性的課題」に修正されておりましたので、同じ文言に修正いたしました。
32	1.第1章の支援の対象に「性自認女性のトランスジェンダー」を対象にしたことは大変いいと思います。さらに「性自認男性のトランスジェンダー」も困難を抱える女性の対象にしてください。	ご意見として承ります。
第1章 基本目標、数値目標について		
33	市町村の基本計画策定、女性相談支援員の配置は努力義務になっているが、府はなるべく各市町村にも計画策定と相談支援員の配置を呼びかけて欲しいです。またDV相談所などのような相談施設も各市町村に設置するように働きかけてほしい。	女性相談支援員の配置促進については、基本計画第1章4(1)に記載し、数値目標を設定しております。市町村基本計画の策定については、基本計画第2章1(1)において、市町村における基本計画の策定状況や各種施策の取組状況等についての情報提供を行う旨を記載しております。配偶者暴力相談線センターの設置促進については、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」4基本方針2(2)において、市町村配偶者暴力相談線センター等の設置促進について記載しております。

番号	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
34	女性自立支援施設や女性相談員の配置が少なすぎる。いつまでにどれだけの人数、施設を配置するかの目標を示してほしい。支援を必要とする人々にいきわたらせる宣伝を。	女性自立支援施設については、基本計画第1章3(2)6に婦人保護施設の状況を記載しており、入所措置については、適切に対応しております。女性相談支援員の配置促進については、基本計画4(1)に記載し、数値目標を設定しております。大阪府の女性相談支援員の配置については、各種統計調査等を勘案し、現時点での適正数を配置しているものと考えております。市町村の女性相談支援員の配置(常勤・非常勤のどちらで配置するか、何名配置するか、どこに配置するか等)については、市町村等各自自治体の裁量によるものですが、府として市町村説明会等において、好事例を展開するなど、配置を促進していきます。
35	女性相談支援員を置くように努めるのではなく、市町村でも必置されるべきであり、明記してほしい。	女性支援法では、市町村の女性相談支援員の配置は努力義務となっております。市町村の女性相談支援員の配置促進については、基本計画第1章4(1)に記載し、数値目標を設定しております。
36	2 p26 【数値目標】 目標の項目に、例えば何人の自立につなげたかなど、支援そのものの効果を加え、数値目標とするか、またはモニタリング項目として設定してはいかがでしょうか？ 現在記載されている目標はいずれも支援そのものの成果ではなく、認知度向上も含めて支援体制の整備です。相応の期間を持つ計画ですから、体制の整備のみが目標とされてしまい、支援の効果への意識付けがおろそかになることを懸念します。	ご意見として承ります。
第2章 大阪府における施策・支援の内容について		
37	28ページ『(1) 支援対象者の早期把握(アウトリーチ等)』について 【意見】女性支援法において、性暴力被害は重要なテーマです。性暴力救援センターは、一時保護による安全確保が必要な支援対象者や、アウトリーチ的なケースワークが必要な支援対象者と多く接触する機関です。民間団体のみに頼らず、HIVの拠点病院を模範例として、府下に少なくとも1箇所はワンストップセンターとして設置し、ケースワークや一時保護の措置までがセットとなった機能を持たせ、公立化してください。	ご意見として承ります。
38	(4) 一時保護の充実 →緊急的に身柄の安全を担保すること、一時保護を被害者に寄り添う充実したものにしていくことはとても重要です。しかし、被害者の側が日常生活や自宅、仕事、人間関係を手放し、逃げたり隠れたりしなければならないという認識は今後変えていくべきだと考えています。大阪府には、全国に先駆けて、加害者への介入や地域に開かれたシェルター等、逃げる・逃げさせるだけではない多層的な支援の実現に向けて取り組んでほしいです。	基本計画第2章2(4)一時保護の充実に記載するとおり、DV被害者など秘匿性を担保する必要がある女性だけでなく、社会生活を確保されることが優先される女性等、支援を必要とする女性それぞれの状況に応じた一時保護又は一時保護委託先の確保を行い、多様なニーズに対応するよう努めます。
39	<2章> 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項 2 大阪府における施策・支援の内容 (4) 一時保護の充実(29～30頁) 素案にあるように一時保護の決定には、当事者や支援者の意見が十分反映されるよう対策をとることが重要です。DV事案と、種々の事情で住まい無し経済的困難な女性とは利用者の要求が異なるので、前者は秘匿性のある利用を、後者は就労を得やすい利用を場所を区分して運営することが素案に指摘されており重要なことです。素案16頁の一時保護に至らなかった例として、一時保護で妊婦を支援できる体制がないので利用に至らなかったとあります。妊婦は一時保護だけでなく女性自立支援センターが引き続いて受け入れることが必要です。新生児を母親が殺害するケースは、公にこの受け入れがないためと思われる。妊産婦と新生児が安心して自立するまで守られる施設が大阪府でも設置されるべきです。	一時保護に至らなかった理由の選択肢は複数回答であり、一つの理由だけで一時保護に至らなかったわけではなく、実際に妊婦を一時保護することも多くあります。出産後は母子で入所が可能な母子生活支援施設入所調整など、本人の希望に基づき支援を行っております。
40	若年女性支援事業について、昨今ホストクラブやコンセプトカフェにはまる女性が増えて売掛による多額の借金から、売春に走る若年女性の存在が指摘されている。大阪府にはこうしたビジネスの運営について実態調査を行って適正な事業運営が行われるように厳しく指導してほしい。	ご意見として承ります。
41	5 p32 (7) 同伴児童等への支援 同伴児童個人に対するカウンセリング等を行うこと、児童相談所等にその情報を必ず共有すること、などを記載し、確実に児童本人の意見・状況の把握がなされ、適切な対応がなされるようにしてはいかがでしょうか？ 「一人の児童として尊重」とあることで児童個人の権利を確認されていますが、一方で「同伴児童の状況に応じ」、「児童本人の意見も」、「必要に応じた」とあることから、児童の権利の保護が被支援者やけて児童問題の専門家ではない一時保護対応者・団体の判断に大きく依存することを懸念します。ヤングケアラー問題のように児童と保護者である被支援者の利益が相反する事例があること、DV被害等で苦しむ被支援者が心ならずも児童虐待加害者になってしまう事例があること、以上より、児童個人の権利がしっかりと守られ、尊重されるように更に記載を充実させていただきたく思います。	基本計画の第2章2(7)において、一時保護中の児童等に対し、必要に応じた心理的ケアの充実に努める旨を記載しているほか、「大阪府配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(2022-2026)」4基本方針5(2)において、子どもがDV加害者あるいは被害者から虐待を受けている場合は、子ども家庭センター(児童相談所)や市町村への通告を実施する旨を記載しております。

番号	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
42	33ページ『(8) 支援対象者に寄り添った自立支援』の『【具体的な取組】』について【意見】就職・転職支援だけでなく、警察や職場と調整・協力しながら、加害者が知っている勤め先であっても、支援対象者が安全に就労を継続できる施策を検討してほしい。	ご意見として承ります。
43	(8) 支援対象者に寄り添った自立支援(32頁) 大阪府女性相談センター、女性相談支援員、大阪府立女性自立支援センターの連携(34頁)の6番目民間団体と連携したDV被害者等自立生活援助事業により、一時保護後のDV被害者等に対する自立支援を行います。⇒この「DV被害者等自立生活援助事業」の具体的な内容と、その予算について文章で明記してください。	事業や予算の詳細については、行政計画である基本計画に記載することはいたしません。事業の実施に関しては、適切に取り組んでまいります。
44	(9) アフターケア(33頁) (具体的取組) 府立女性自立支援センターにおける退所後の訪問等のアフターケアは支援対象者にとって心強く必要な取り組みといえます。民間シェルター等で一時保護等を利用した退所者についてもその必要性を同様に認めてください。	ご意見として承ります。
45	28ページ～『2. 大阪府における施策・支援の内容』において、(1) 支援対象者の早期把握(アウトリーチ等) (2) 気軽に立ち寄ることができる居場所の提供 (3) 適切な相談支援 (4) 一時保護の充実 (5) 被害回復支援 (6) 日常生活の回復支援 (7) 同伴児童等への支援 (8) 支援対象者に寄り添った自立支援 (9) アフターケア この9つの項目で構成されている点について【意見】加害者への介入や、家族関係の調整についても、項目を立てることを望みます。女性相談支援員の安全も担保されつつ、必要な関係調整が可能となる支援体制をめざしてください。加害者との絶縁を前提とする支援には限界があります。特に親子間の場合は、夫婦間の離婚以上に法的、あるいは社会慣例によるしがらみや、個人の心理的なしがらみがあり、簡単に絶縁できません。適切な第三者による調整が、再被害の防止も含めて支援対象者の利益につながります。弁護士への依頼は費用面の問題や、依頼するほどではない場合もあるので、福祉職の介入が標準化されることをめざしてください。また、現状の基本計画は、支援対象者が避難することを前提とした支援のあり方となっています。積極的に支援対象者(被害者)が避難しなくても良いような支援のあり方を検討してください。加害者プログラムの導入・普及に関する施策を打ち出すことも望みます。	ご意見として承ります。
46	女性の自立支援には、住宅、就労、子どもがいれば保育所・学校などが、すぐに支援につながるように、企業や事業所などの協力体制、不動産や市町村の住宅部局など、理解や協力を日頃から、つくっていくことも強調してほしいです。	基本計画第1章4(2)4において、市町村等と民間団体の連携促進や、第2章1(2)において、民間団体との連携体制の促進、支援に必要な制度を所管する庁内関係部署など幅広い部署における相互の連携について、記載しております。
第3章 計画の見直しについて		
47	第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項 1.基本計画の見直し この計画の期間は、2024年度から2026年度までの3年間としているが、3年先に困難女性のさまざまな課題が解決できるとは考えにくい。よって、この計画の見直しをいつ行うのか、女性支援の課題や改善点の抽出もいつ行うのか明記されたい。	基本計画第1章1(3)のとおり、計画の期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間としており、令和8(2026)年度に見直しを行うこととしております。基本計画の見直しにあたっては、第3章1のとおり、各種統計調査や各種アンケート等を行い、調査結果をもとに、基本計画に定めた基本目標の評価を行い、当該評価により得られた結果をもとに、女性支援の課題や改善点を抽出し、基本計画の見直しを行うこととしております。
48	7. 基本計画の見直しについて 35ページ、女性支援の課題や改善点と抽出し、基本計画の見直しを行うこととありますが、基本計画の対象期間が令和8年度までの3年間とするとありますが、いつ頃効果測定を行い、どのように進めていくのか明記してください。	
49	第3章 1.基本計画の見直しの箇所 37ページ…本文中に、施策の推進・実施に関する効果の検証について、期限(例えば、年度毎に…等)を明記して下さい。	

番号	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
50	<p>7 p37 1. 基本計画の見直し 計画の見直しに当たっての評価は、数値目標の定量評価だけでなく、例えば本計画の5-22ページに記載の現状把握した内容や、例えば他の都道府県で評価されている項目、また、本計画の第2章に記載された各種活動の内容などもされてはいかがでしょうか？ 現在の記載では、上述の情報を集めつつも、評価は基本目標(p23-26)のみを評価することになっています。記載されている基本目標は支援そのものの内容を反映しておらず、基本目標のみの評価では支援がうまく進んでいるのかどうかは評価しえないことは明らかであり、この評価の目的である「女性支援の課題や改善点を抽出」することは難しいように思います。 また、本評価は計画見直し案の策定前に公開されると記載し、公論の下で計画の見直しが進むようにしてはいかがでしょうか？</p>	<p>基本計画の見直しにあたっては、第3章1のとおり、各種統計調査や各種アンケート等を行い、調査結果をもとに、基本計画に定めた基本目標の評価を行い、当該評価により得られた結果をもとに、女性支援の課題や改善点を抽出し、基本計画の見直しを行う旨を記載しております。</p>
その他		
51	<p>6 p37 (4)支援調整会議 支援調整会議そのもの、および、その資料・議事録を公開すると記載してはいかがでしょうか？ 本支援には地域社会ほか広くの方々の理解、協力を得て進められるものであり、そのためには支援の状況を広く理解してもらうことが求められます。個人情報の保護は重要であります。例えば代表者会議などと称される個別事案ではなく全体を俯瞰する調整会議は特に公開をされるべきと考えます。</p>	<p>支援調整会議については、代表者会議であっても、女性支援に関する秘匿施設等の状況について話し合う可能性もあることから、基本計画において公開を原則とする記載はしていません。</p>
52	<p>女性相談支援員、女性相談支援センター、女性自立支援施設が連携する関係機関の一つとして「性暴力救援センター・大阪SACHICO」を明記して位置づけること</p>	<p>「性暴力救護センター・大阪SACHICO」に関しては、基本計画第2章2(5)被害回復支援に記載をしております。女性支援にかかる関係機関は多岐にわたるため、民間団体・関係機関という記載に含んでおり、各団体等と連携し支援を行ってまいります。</p>
53	<p>3 p26 (1)大阪府の役割、(2)市町村の役割 多様な民間団体の中には、必ずしも支援対象者への支援として連携すべきでない、あるいは連携できるかどうか不明な団体があることも考えられるため、県及び市町村は注意深く、そして広く市民から、団体に関する情報収集を行う、という趣旨を記載してはいかがでしょうか？ なお、本支援は一部の団体、支援者、被支援者にとどまらず、地域社会など幅広いネットワークでなされるものであり、前記の情報収集も一部団体や被支援者に限ることなく、広く受け入れて考慮されることを望みます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
54	<p>4 p26 (1)大阪府の役割、(2)市町村の役割 民間団体との連携について、厚生労働省が昨年3月24日に出した、モデル事業である若年被害女性等支援事業に携わる民間団体の適格性に関する通知(Q & A)を本事業でも遵守すると記載されてはいかがでしょうか？ また、NPO等の民間支援団体は、例えばNPO法等の理念にもあるように、市民の緩やかな監視がなされることでその業務の適正化が進み、団体活動の正当性が担保できることから、府市長村には把握する各団体の情報を極力公にする、および／または市民の求めに応じて極力開示されることを望みます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
55	<p>若年女性支援事業について、東京のColaboの活動に見られるような、アウトリーチ活動妨害や威迫的な行為が、こうした活動への民間人の参加を委縮させていると思う。まずこうした若年女性支援事業を始めようとする団体には、繁華街などでアウトリーチ活動をする際には、保安ボランティアたちを帯同させるように助言してほしい。また何かあったときに備えて警察との連携もスムーズに行えるように、普段から連絡・交流関係を促すべき。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
56	<p>1 p22 (3)課題 本法のモデル事業(若年被害女性等支援事業)では東京都において住民監査請求が認容され、住民訴訟が起きるなど混乱が続いており、第211回国会でも多くの質疑が交わされています。このような混乱は、何よりも支援対象者のためになりません。府においても、同課題を詳細に認識されたうえで、混乱が起きぬよう、情報公開をしっかりと行い、透明性の高い支援活動となることを望みます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
57	<p>p36 (3)関係機関との連携 外国籍の方々の支援に際し、出入国在留管理局と連携すると記載してはいかがでしょうか？ 外国籍の方々の支援では、在留資格に関する課題が生じることが考えられます。また、支援、対象者の意思等によっては、速やかな帰国を行うことも1つの支援となると考えられます。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>